

令和6年度田原市コミュニティバス広告募集要項

田原市では、「田原市コミュニティバス広告掲出要領」に基づき田原市コミュニティバス「田原市ぐるりんバス」及び「田原市ぐるりんミニバス」（以下「コミュニティバス」という。）で掲出する有料広告を募集します。

1 広告を掲出する媒体

- (1) 名 称 田原市コミュニティバス
(2) 車両の台数 中型バス6台、ワゴン車両3台

2 募集内容

- (1) 募集期間 令和6年10月1日（火）から令和6年10月28日（月）まで
(2) 掲出期間 令和7年1月1日から令和7年3月31日まで
(3) 車両種類、貼付箇所、規格、設置可能枚数及び広告料

車両の種類	貼付箇所	規格	設置可能枚数 1車両当たり	募集枠	月額広告掲出料 1枠当たり※1
中型バス	車両内部画面 (上部)	縦 36.4 cm× 横 51.5 cm	5 枚	5 枠	10,000 円
ワゴン車両	車両外部側面 (乗降口側)	縦 30 cm× 横 60 cm	1 枚	1 枠×3 台	2,000 円
	車両外部側面 (運転席側)	縦 30 cm× 横 60 cm	1 枚	1 枠×3 台	2,000 円
	車両外部後面	縦 20 cm× 横 60 cm	1 枚	1 枠×3 台	1,500 円

※1 消費税及び地方消費税込み

3 車両一覧

中型バス（市街地線、童浦線、サンテパルク線）

No.	車両番号	車名	乗車定員 (車椅子台数)	座席数	走行路線※2
1	豊橋 200 か 87	日野 レインボー	35 人 (1 台)	16	童浦線、サンテパルク線
2	豊橋 200 か 319 (海号)	日野 ボンチョ	36 人 (1 台)	12	市街地線、童浦線、サンテパルク線
3	豊橋 200 か 320 (花号)	日野 ボンチョ	36 人 (1 台)	12	市街地線、童浦線、サンテパルク線
4	豊橋 200 か 368 (農業号)	いすゞ エルガミオ	57 人 (1 台)	29	童浦線、サンテパルク線
5	豊橋 200 か 136	日野 レインボー	47 人 (1 台)	23	童浦線、サンテパルク線
6	豊橋 200 か 136 (臨海号)	いすゞ エルガミオ	57 人 (1 台)	29	童浦線、サンテパルク線

※2 走行路線以外の路線を走行する場合があります。

ワゴン車両（表浜線、中山線）

No.	車両番号	車名	乗車定員	座席数	走行路線
1	豊橋 300 あ 88	トヨタ ハイエース	10 人	9	表浜線
2	豊橋 300 あ 89	トヨタ ハイエース	10 人	9	中山線
3	豊橋 300 あ 90	トヨタ ハイエース	10 人	9	表浜線

4 広告の掲出位置

別紙を参照

5 利用者数

路線名		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度（4 月～7 月）
市街地線	循環線	20,242 人	24,868 人	8,656 人
童浦線	上下線	38,172 人	34,935 人	14,453 人
サンパルク線	上下線	24,302 人	22,593 人	8,817 人
表浜線	右回り	4,962 人	6,153 人	2,331 人
	左回り	5,916 人	6,943 人	2,321 人
中山線	循環線	5,664 人	5,506 人	1,691 人
計		99,258 人	100,998 人	38,269 人

6 応募資格

- (1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当しないこと。
- (3) 田原市広告取扱要綱第 8 条第 2 項の規定による業種又は事業者でないこと。

7 申込等

- (1) 申込方法 田原市コミュニティバス広告掲出申込書（様式第 1 号）に、別表 1 の必要書類等を添付の上、直接若しくは郵送又はメールにて提出してください。
- (2) 提出先 田原市役所都市建設部街づくり推進課（市役所北庁舎 2 F）
〒441-3492（住所不要）
電話：0531-27-8603
E メール：machi@city.tahara.aichi.jp
- (3) 注意事項 「田原市広告取扱要綱」「田原市広告掲載基準」「田原市コミュニティバス広告掲出要領」をよくお読みください。
- (4) その他 各募集期間中に申込ができるのは、同一申請者につき、1 種類の申請までとします。

8 選定等

- (1) 選定方法 広告審査委員会で審査し決定します。(要綱第9条参照)
- (2) 審査結果 田原市コミュニティバス広告掲出・不掲出決定通知書(様式第2号)にて通知します。

9 掲出料納付及び広告等提出

- (1) 掲出料納付 田原市コミュニティバス広告掲出決定通知書に添付の納付書にて、記載の期限までに納付してください。
- (2) 広告等提出 田原市コミュニティバス広告掲出決定通知書に記載の期限までに所定の形式で提出してください。

10 関連規程

- (1) 田原市コミュニティバス広告掲出要領
- (2) 田原市広告取扱要綱
- (3) 田原市広告掲載基準

11 問合せ先

田原市役所 都市建設部 街づくり推進課 都市政策係
〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
電話 0531-27-8603
ファックス 0531-22-3811
Eメール machi@city.tahara.aichi.jp

別表1

No.	添付書類等
1	会社案内等(会社の概要が分かるもの)
2	法人登記に係る現在事項全部証明書 ※個人事業主の場合は、住民票の写し
3	広告原稿(案)
4	その他市長が必要と認める書類

(注) 広告掲出の期間が満了した後、引き続いて同じ内容の広告掲出を申し込む場合は、No. 2の書類は必要ありません。